

議第26号

大野郡白川村から高山市への事務の委託に関する規約の変更について

大野郡白川村から高山市への事務の委託に関する規約を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議決を求める。

平成28年2月29日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

大野郡白川村から高圧ガス保安法に基づく事務等を受託するため変更しようとする。

大野郡白川村から高山市への事務の委託に関する規約の一部を改正する規約

大野郡白川村から高山市への事務の委託に関する規約（平成16年高山市告示第142号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第1条・第5条第2項関係）		別表第1（第1条・第5条第2項関係）	
委託事務	委託費用負担割合	委託事務	委託費用負担割合
1 常備消防に関する事務	白川出張所分の人件費、消防施設等の維持管理費の全部 共通経費の内、白川村に係るものとして別途協議して定めた額	1 常備消防に関する事務及び次に掲げる許認可事務 (1) <u>火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び同法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）に基づく事務</u> (2) <u>高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく事務</u> (3) <u>ガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づく事務</u> (4) <u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務</u>	白川出張所分の人件費、消防施設等の維持管理費の全部及び予防業務等共通経費の内、白川村に係るものとして別途協議して定めた額
2 ごみの焼却処理に関する事務から10障がい支援区分認定審査会に関する事務までに係る部分（略）		2 ごみの焼却処理に関する事務から10障がい支援区分認定審査会に関する事務までに係る部分（略）	

附 則

この規約は、岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成28年岐阜県条例第 号）の施行の日から施行する。